

学生等による評価に関する実施要項

評 価 会 議 承認

平成18年11月9日

平成23年9月30日

平成24年5月18日

平成30年1月17日

令和3年4月14日

令和6年7月25日

1 学生等による評価に関する基本方針第3に基づき、学生等による評価の実施について、必要な事項を定める。

2 アンケート調査

(1) 対象者と実施時期

対 象 者		実施時期
卒業・修了生	各学部3年目全員	6年に1度
	各研究科・創造科学技術大学院3年目全員	
就職先企業等	過去5年間に2人以上就職している 県内・県外企業等	
学生の保証人	各学部4年生の保証人全員	
高等学校長等	過去3年間に志願者数6人以上の高等学校等 (ただし、県内は10人以上)	

(2) 基本的な調査項目

区 分	調 査 項 目
卒業・修了生	教育の評価、卒業・修了後の能力活用、学び直しの機会、大学への要望
就職先企業等	採用の重点項目、業務遂行に必要な能力、卒業・修了生の能力、今後の採用意向、大学への要望
学生の保証人	情報提供体制、本学のイメージ、進路決定への関与、学生生活と教育体制の満足度、大学への要望
高等学校長等	情報提供体制、受験を勧める要因、教育への期待、大学のイメージ、大学への要望

(3) 調査業務

アンケート調査業務の一部は、評価会議が選定した業者に委託する。

(4) その他

在学生を対象としたアンケート調査は学びの実態調査をあてる。学びの実態調査の対象となっていない博士課程在学生へのアンケート調査は、卒業生等へのアンケート調査実施時期と同時期に学びの実態調査に対象者を追加して実施する。

3 アンケート調査等の活用

評価会議でアンケート調査の結果をまとめ、分析する。

実施方法の詳細については、評価会議で検討する。

また、分析結果については、本学ホームページ等で公表する。

4 その他

アンケート調査の実施に当たっては、静岡大学個人情報管理規則（平成17年4月1日制定）に基づき、利用目的の特定、廃棄、業務の委託など個人情報の保護に十分配慮する。